

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年9月10日(2009.9.10)

【公表番号】特表2009-502877(P2009-502877A)

【公表日】平成21年1月29日(2009.1.29)

【年通号数】公開・登録公報2009-004

【出願番号】特願2008-523365(P2008-523365)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/55	(2006.01)
A 6 1 K	8/81	(2006.01)
A 6 1 Q	1/10	(2006.01)
A 6 1 Q	1/00	(2006.01)
A 6 1 Q	1/04	(2006.01)
A 6 1 Q	1/02	(2006.01)
A 6 1 K	8/37	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/55
A 6 1 K	8/81
A 6 1 Q	1/10
A 6 1 Q	1/00
A 6 1 Q	1/04
A 6 1 Q	1/02
A 6 1 K	8/37

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月22日(2009.7.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

70-92質量%の水、2.0-20質量%の顔料、及びナトリウムアクリレートコポリマー、水素化ポリイソブテン、植物性リン脂質、ポリグリセリルアシレート及びオイルの混合物を含む乳化特性を有する2-8質量%のゲル化剤を含む、高い含水量を有する装飾用化粧組成物であつて、

前記組成物の100質量%までの残りが、化粧用補助剤、キャリア、活性剤又はそれらの混合物からなり、全ての割合は該組成物の全質量に対するものであり、且つシリコーン流体、一価C₁₋₄アルコール、パラフィン系炭化水素又はそれらの混合物からなる群の溶媒を含まない、組成物。

【請求項2】

含水量が73-90質量%の範囲にある、請求項1記載の組成物。

【請求項3】

含水量が84-90質量%の範囲にある、請求項2記載の組成物。

【請求項4】

顔料の含有量が5-20質量%の範囲にある、請求項1記載の組成物。

【請求項5】

顔料の含有量が8-15質量%の範囲にある、請求項4記載の組成物。

【請求項 6】

顔料が未加工顔料である、請求項 4 又は 5記載の組成物。

【請求項 7】

ゲル化剤の含有量が2-5質量%の範囲にある、請求項1記載の組成物。

【請求項 8】

ナトリウムアクリレートコポリマーが、ナトリウムアクリレートとアクリロイルジメチルタウレートのコポリマーである、請求項1記載の組成物。

【請求項 9】

リン脂質が、大豆油、ヒマワリ油、ぬか油又はそれらの混合物由来のものである、請求項1記載の組成物。

【請求項 10】

ポリグリセリルアクリレートが、ポリグリセリルステアレート、ポリグリセリルジステアレート又はポリグリセリルリノレエートである、請求項1記載の組成物。

【請求項 11】

ポリグリセリルアクリレートがポリグリセリル-10ステアレートである、請求項10記載の組成物。

【請求項 12】

口紅、コンシーラー、アイシャドウ、メークアップ、ライナー、マスカラ、ファンデーション、ルージュ、アイライナー又はリップライナーである、請求項1記載の組成物。

【請求項 13】

移動抵抗性を有する口紅である、請求項12記載の組成物。